

第 223 回 役 員 会 議 事 録 (要 録)

平成26. 12. 9 (火) 10:30 ~ 12:14

場 所 : 法人本部棟5F3会議室

| | |
|--------|----------------------------|
| 出席者 | 浅原, 坂越, 吉田, 松ヶ迫 以上役員 4名 |
| 欠席者 | 岡本, 茶山 |
| オブザーバー | 相田, 江坂, 西谷, 佐藤, 富永, 河村 |

(議事)

1. 学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う対応等 (部局関係分) について ----- 別紙1
(学長提案・説明)

平成27年4月1日から施行される学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う本学での対応等 (部局関係分) について, 部局等からの意見を踏まえ修正した対応案の提案・説明があり, 審議の結果, 部局長の任命方法を除き承認し, 次回の部局長等意見交換会に報告することとした。なお, 部局長の任命方法については, 再度検討することとした。

2. 平成26年度における広島大学早期退職募集の実施について ----- 別紙2
(松ヶ迫理事 (財務・総務担当) 提案・説明)

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として, 平成26年度における早期退職募集を実施することについて提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

(報告)

1. 科学研究費助成事業について ----- 資料1
(吉田理事 (研究担当) 報告)

科学研究費助成事業の平成27年度応募状況について, 継続件数が大きく減少していることに加え, 新規応募件数も減少しており, この要因分析について次回の教育研究評議会において, 各部局長に調査依頼をする予定である旨, 報告があった。また, 部局毎の応募状況を各部局長に提示し, 増加策の策定も依頼する旨, 併せて報告があった。

2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 改正に伴う本学の体制整備について ----- 資料2
(松ヶ迫理事 (財務・総務担当) 報告)

平成26年2月に, 文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」が改正されたことに伴い, 本学では, ①コンプライアンス推進責任者の設置 (部局長), ②教職員から確認書の徴取, ③資金配分機関等に対する不正調査報告の期限設定 (原則210日以内) の対応について, 検討を進めている旨, 報告があった。

3. 本学の財務状況等について ----- 資料3
(松ヶ迫理事(財務・総務担当)報告)

法人化以降における本学の財務状況，第三期中期目標期間の支出予算見込の推移及びスーパーグローバル大学創生支援事業の目標達成に向けたシミュレーションについて報告があった。

4. 平成26年度の人事制度改正の方向性について ----- 資料4
(松ヶ迫理事(財務・総務担当)報告)

懲戒の種類に，3月を超え6月以内を限度として勤務を停止し，職務に従事させず，その間の給与を支給しない「懲戒休職」を新設することについて，今後，過半数代表から意見聴取を実施する予定である旨，報告があった。

5. 役員会における継続検討事項について ----- 資料5

担当理事から，次の検討事項について報告があった。

- ・ 旅費手続きの簡素化について

6. 各室報告 ----- 資料6

各担当理事及び副学長から，各室の課題に関する進捗状況等について報告があった。

以上(資料添付略)